

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画								令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
											目標達成予定時期	定量的			定性的
○		長期契約を活用した装備品等の調達	・戦闘機(F-2)用搭載機器の一括調達を実施する。	・防衛力整備計画において、「防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。」との方針の下、長期契約の適用拡大による装備品の効率的な取得等を通じて装備調達の最適化を図る。	A+	令和7年度	・長期契約を活用した一括調達により、調達コストの縮減と安定的な調達を確保する。 ・戦闘機(F-2)用搭載機器25式 ・予算額 約168億円 ・長期契約によらなかった場合の見込額 約201億円 ・縮減見込額 約33億円(約16.3%)	令和7年度中	-	-	-	・年度末自己評価において取組の効果を評価する。	・取組後明らかになった課題を評価する。	-	
			・PBLによる船舶の維持整備について長期契約を実施する。	・防衛力整備計画において、「防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。」との方針の下、長期契約の適用拡大による装備品の効率的な取得等を通じて装備調達の最適化を図る。	A+	令和7年度	・長期契約を活用することにより、調達コストの縮減と安定的な調達を確保する。 ・PBLによる船舶の維持整備1式 ・予算額 約30億円 ・長期契約によらなかった場合の見込額 約40億円 ・縮減見込額 約10億円(約24.2%)	令和7年度中	-	-	-	・年度末自己評価において取組の効果を評価する。	・取組後明らかになった課題を評価する。	-	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・複数年にわたって一者応札となっている案件について、業態調査等の実施により一者応札となった要因を分析するとともに、一般競争入札に付そうとする場合は、妥当性を評価する。		A	令和4年度	・契約方式や事業者の選定理由の透明性を確保する。	令和7年度中	各契約時期	・令和7年度に一者応札となった調達について、過去複数年に亘って一者応札となっている調達に関して要因分析を行った。	A	-	・入札不参加者に対してヒアリングを実施し、要因分析を行った結果を踏まえ、新規の公告掲載場所の検討、入札参加資格等の見直し、公告期間の十分な確保に取組み、新規参入者の増加に努めた。	・引き続き、契約の適正性や透明性を確保するため、要因分析や改善策の検討等を実施し、一者応札の改善に努める。	・引き続き、実施状況等の自己評価を行い、本取組を推進する。
			・外部有識者により構成される第三者機関である「防衛調達審議会」及び「入札監視委員会」において、一者応札案件に係るサンプリング調査を審議し、フォローアップを実施することで、調達改善の実施状況の把握に努め、審議内容についてはHPに公表するとともに、関係機関と共有を図る。		B	平成20年度	・調達手続きの公正性及び透明性を確保する。	令和7年度中	各契約時期	・「防衛調達審議会」及び「入札監視委員会」の審査結果について、情報収集を行い、必要に応じてその結果を参考に改善に努めた。	A	-	・応札者の新規参入を促進するため、早期の発注を行ったほか、関連事業者に対して声掛けを実施し、競争性の確保に努めた。	・引き続き、入札及び契約の過程並びに契約の透明性を確保するため、「防衛調達審議会」及び「入札監視委員会」の審査結果を参考に調達改善の推進に努める。	・引き続き、実施状況等の自己評価を行い、本取組を推進する。
			電力調達において、競争性を確保するため、再生可能エネルギーについても考慮しつつ、企業等へ幅広く声掛けする。		B	令和3年度	・調達の競争性を確保する。	令和7年度中	各契約時期	・複数の事業者へ幅広い声掛け、契約履行に必要な期間の十分な確保に努めた。	A	-	・十分な公告期間を確保し、過去に受注実績のある事業者や近隣官署において実績のある事業者へ積極的に声掛けを行った結果、複数の事業者が入札に参加した。	・引き続き、複数の事業者への幅広い声掛け等を実施し、調達の競争性の確保に努める。	・引き続き、実施状況等の自己評価を行い、本取組を推進する。
○		調達事務のデジタル化の推進	・電子調達システム(GEPS)について、更なる利用促進を図るため、利用状況を調査するとともに、事業者に対してコスト削減や作業負担の軽減に資する電子入札・電子契約を推奨する旨を周知する。		B	令和2年度	・GEPSに登録する案件については、原則として、全ての入札公告を電子的公開とし、電子入札を実施する。併せて、電子契約の利用向上に努める。	令和7年度中	通年	・官側関係職員に対して更なる利用促進を図るため、半期ごとの利用状況の調査や特定の機関に対して個別のヒアリングを行い、目標に達しなかった場合には原因の把握に努めた。また、部内ホームページに企業配布用のポスター・リーフレットを含むGEPSに係る情報を掲示することで、官民双方への利用周知を図った。	B	①(目標) ・入札公告の掲載率 100% ・電子入札対応率 100% ・電子契約率 50%以上 ②(7年度上半期の実績) ・入札公告の掲載率 80.0% ・電子入札対応率 98.3% ・電子契約率 25.9%	-	(入札公告の掲載率) ・糧食や書籍の年間契約等の調達で、官民の事務の効率性の観点から、1つの公告に複数の品目を示しており、1公告1案件を前提とした現行システムでは対応できない場合は、GEPSでの公告は行わず紙で公告していたが、今後は競争性向上のため、引き続きGEPSによる公告掲載を促していく。 (電子入札対応率) ・糧食や書籍の年間契約等の調達で、官民の事務の効率性の観点から、1つの公告に複数の品目を示しており、1公告1案件を前提とした現行システムでは対応できない場合がある等、事情によりGEPSの利用が困難なものを除き、引き続きGEPSの利用を促していく。 (電子契約率) ・同一事業者であっても、電子契約と紙契約を併用している場合があり、電子契約が対応可能な事業者の情報を引き続き省内で共有し、事業者への積極的な電子契約の活用を促していく。	・引き続き、実施状況等の自己評価を行い、本取組を推進する。
			・調達手続きについて、事務の正確性や負担軽減を図るため、RPA(Robotic Process Automation)等の技術を導入し、会計・調達業務のデジタル化を推進する。		A	令和6年度	・事務の正確性や負担軽減を確保する。	令和7年度中	各時期	・特定の官署において、物品の調達業務に必要な書類・メールの作成やホームページ上に掲載する一般競争入札等の調達情報の更新のほか、軍用地借料に関する支払決議書への入力自動化した。	B	・RPAによる自動化により、497件の物品の調達業務に必要な書類・メールの作成、81件の調達情報を更新した。	・約200件の支払決議書をRPAにより自動入力を行い、これまで入力に要していた時間を縮減することで、事務負担を軽減した。	・RPAの認知度の向上及び導入を検討している官署への促進を図るため、引き続き省内へ導入事例の周知に努める。	・引き続き、実施状況等の自己評価を行い、本取組を推進する。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
 電子入札率=電子入札案件数÷電子入札案件数
 電子入札案件数=入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
 電子応札案件数=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子入札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)
 電子契約案件数=契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
 電子入札によらない電子契約案件数=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
 A+: 効果的な取組
 A: 発展的な取組
 B: 標準的な取組

※2 進捗度
 ・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
 ・(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
 ・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
 ・(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
 ・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
 ・(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
適切な随意契約の締結			
<p>【適正な契約方式の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争性のない随意契約について、仕様書や制限的な応札条件を見直すこと等により、競争性のある契約方式への移行に努める。 競争性のない随意契約によらざるを得ない調達について、各会計機関に設置された随意契約の採用の適否を審査する会議体を活用し、契約方式や事業者の選定理由を審査することにより、適切な契約方式を確保する。 <p>また、調達物品等の実績資料の積極的な収集、調達数量や納入時期等を考慮し、適正な予定価格の算定に努める。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> 調達の全体規模に占める随意契約の件数の割合は以下のとおり。 <p>直近5か年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 25.1%(10,919 / 43,458 件) 令和3年度 24.2%(10,827 / 44,831 件) 令和4年度 17.6%(9,288 / 52,824 件) 令和5年度 15.3%(8,334 / 54,593 件) 令和6年度 13.1%(8,968 / 68,587 件) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約によらざるを得ない調達について、各会計機関に設置された会議体において仕様書等を審査することで、適切な契約方式を確保した。また、インターネットにより市場価格を調査するとともに、公刊行物等の確認を実施し、適正な予定価格の算定に努めた。
<p>【少額随意契約の更なる改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約方式について、見積を徴する相手方を特定することなく、調達内容等をホームページで公開した上で、見積合わせ参加を希望する者から見積書の提出を受けるオープンカウンター方式を活用し、新規事業者の応札機会を拡大する。 少額随意契約とすることが可能な調達について、類似する調達案件を集約し、一般競争に付すことにより、調達の競争性を確保する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> オープンカウンター方式による契約を活用したこと等により、延べ577者の新規事業者が参入した。 	-
<p>【随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札となっている調達について、形式的な一般競争手続きを是正するため、一者応札となった要因を分析し、その要因が随意契約の理由として妥当性がある場合は類型化することにより、適切な契約方式の活用に努める。 随意契約の実施に当たっては、常統的に新規参入者の有無を確認することで、透明性・公正性を確保する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約を予定していた特定の案件について、常統的な公示や公募を行い、新規参入者の有無を確認したことにより、6件を競争入札へ移行した。 	-
一者応札の改善			
<p>【発注条件及び仕様書の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注条件について、競争入札を制限するような応札条件を付すことなく、過度な制約とならないよう必要最低限の設定とする。 仕様書の作成に当たっては、調達の競争性を確保する。また、仕様の要求内容の見直しに努める。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格を見直したことにより、案件によっては、前年度は1者であった応札者が2者に増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書等の作成において、仕様の記載内容や応札条件は必要最低限に設定し、応札者数の拡大による契約の競争性を確保した。
<p>【事業者の準備期間及び契約履行期間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達手続きについて、入札公告時期や契約時期の早期化により、受注を希望する事業者の準備期間を確保するとともに、適正な契約が履行できるよう十分な契約履行期間を確保する。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の準備期間や契約履行に必要な期間を十分に確保したことにより、2件の一者応札を改善した。 	-
インセンティブ契約制度の促進			
<ul style="list-style-type: none"> インセンティブ契約について、装備品等及び役務の調達価格の低減を図るため、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度の促進に努める。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度下半期において、数品目のインセンティブ契約を締結する予定であるため、年度末自己評価において取組の効果を評価する。引き続き、インセンティブ契約制度の活用を促進し、コスト削減に努める。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用			
<ul style="list-style-type: none"> 一括調達について、市ヶ谷地区や地方支分部局等の近隣の官署間における一括調達の実施や対象品目の拡大に努める。 また、他省庁との共同調達の推進に努める。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市ヶ谷地区における事務用消耗品の一括調達において、新たに近接する官署を追加することで、調達グループを6箇所から7箇所に拡大した。 	-

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
建設工事の調達			
<p>・建設工事について、調達の透明性・公正性を確保するため、一般競争入札による調達を実施するとともに、低価格入札による品質低下を防ぎ、品質の確保を図る観点から、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用拡大に努める。</p>	継続	<p>・建設工事に占める一般競争入札の割合は以下のとおり。</p> <p>直近5か年度の実績 令和2年度 96.6%(1,412 / 1,462 件) 令和3年度 95.3%(1,248 / 1,310 件) 令和4年度 95.4%(1,293 / 1,355 件) 令和5年度 97.3%(2,126 / 2,184 件) 令和6年度 97.6%(2,378 / 2,436 件)</p> <p>・建設工事(部隊外注工事を除く。)に占める一般競争入札のうち、総合評価落札方式の割合は以下のとおり。</p> <p>直近5か年度の実績 令和2年度 97.4%(489 / 502 件) 令和3年度 96.7%(500 / 517 件) 令和4年度 98.8%(556 / 563 件) 令和5年度 98.4%(661 / 672 件) 令和6年度 98.3%(655 / 666 件)</p>	<p>・建設工事の一般競争入札による状況・推移について、統計分析を行った結果、大部分は一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)が適用されていることを確認した。引き続き、業界団体との情報交換等や他府省庁の実施状況を踏まえ、更なる改善に努める。</p>
クレジットカード決済に関する取組			
<p>・海外出張経費等の精算及び高速道路料金の支払い(ETCカード)について、事務負担の軽減を図るため、クレジットカード決済を活用した調達を実施する。</p> <p>・また、図書や汎用品等の調達について、調達手続きの簡素化や納入時期の早期化を図るため、インターネット調達によるクレジットカード決済の活用を努める。</p>	継続	<p>・インターネット調達によるクレジットカード決済を活用した結果、汎用消耗品等の調達手続きの簡素化により、1週間程度納期を早期化した。</p>	<p>・引き続き、インターネット調達によるクレジットカード決済を推進し、納期の早期化や事務負担の軽減に努める。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【林 敬子 公認会計士、早稲田大学大学院会計研究科 教授】 意見聴取日【令和7年10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○随意契約の見直しや一者応札の改善について、以下の通り改善しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常続的な公示や公募を行い、新規参入者の有無を確認したことにより、新たに6件を随意契約から競争入札へ移行 ・入札参加資格を見直したことにより、1件の一者応札を改善 ・事業者の準備期間や契約履行に必要な期間を十分に確保したことにより、2件の一者応札を改善 <p>つきましては、具体的な改善事例について、省内に共有し、引き続き調達改善に努めていきたいと考えているところ、本取組について、ご意見やご助言等ございましたら、お聞かせください。</p>	<p>○随意契約の見直しや一者応札の改善について、引き続きの努力をされ、改善に結び付けられていることは素晴らしいことだと思います。引き続きの努力を実施されることはもちろんのこと、国家防衛の重要性が高まり、防衛費予算の大幅増額が実施されている中、人的リソースの急増が難しい現状において、より金額的に重要な事業の改善に注力する等、一定の基準を設けることも検討されてもいいと思います。</p> <p>○巨額なシステム開発や戦闘機等の取得等、巨額、且つ、市場価額がなく(あるいは米国企業で価格の開示がない)、一般競争入札が実質的に難しい事業については、価額の妥当性を担保及び検証することがより重要と考えられます。調達の適正性の更なる改善のテーマとして、今後、そういった視点での検討を実施することが望ましいのではないかと思います。</p>	<p>○防衛省における調達改善の取組については、現状、長期契約を活用した装備品等の調達を除き、特定の事業に注力するといった内容となっております。ご指摘いただいた内容を踏まえ、次年度以降の調達改善計画の策定に当たり、新たな視点を盛り込むことはできないか、検討いたします。</p>